

# 馬場ひでゆきの活動日誌

## No.4



8月30日に上越つくしの里医療福祉協会の主催で『こころのバリアフリーミーティング』さらに、やさしいまちへ〜親なき後も安心して地域で生活するために』と題したミーティングが高田城址公園オーレンプラザで開かれました。私は弁護士としてトークセッションに参加したのでご報告いたします。

### 障害者本人が抱く不安や悩み

将来、親の援助ができなくなったり死亡したりした時の不安と今後の要望について、施設を利用されている障害者の方々から次の意見が出されました。

- 金銭管理、掃除、洗濯、買い物などがひとりではできない。
- 福祉制度の利用や施設入所を希望してもその申請書類を一人では作成できない。
- 親の死後の手続きができない。
- 親戚付き合いや近所付き合いがうまくできるか不安である。
- 障害の程度で判断するのではなく、困っている内容に対応した柔軟な制度にしてほしい。
- 「助けて」と言える場がほしい。
- 諸々の手続きを行うときに説明してくれる支援者がいてほしい。
- 後見人がいると安心である。
- グループホームの入居条件を緩和してほしい。

### 障害を抱える子を持つ親の悩み

次に障害を持つ親の方々からも直面する課題や要望などが出されました。

- 統合失調症の息子をもつお父さん  
息子は市営住宅で一人暮らしをしているが、大人しい性格で友達をつくるのが不得手である。そのため自分の死後は息子の話し相手になってくれる人がいてほしい。
- 知的障害の娘をもつお母さん

自分が死亡した後、①低収入であるため、生活は勿論、余暇を楽しむ余裕さえなくなるといふ金銭面での不安、②市内のグループホームが少ないという生活面の不安、③娘が気兼ねなく相談できる場所があるのかという精神面での不安、がある。

※ これらを受けて、私は成年後見制度の話をしました。  
○ 後見制度は、福祉サービスとともに、障害者の生活を刺させる車の両輪になっている。  
○ 後見人は、福祉サービスの契約、資産管理、行政手続きなどを障害者の代理人として行うことができる。



### 障害者の賃金の低さに驚く

感想ですが、法律が整備されてきたにもかかわらず、障害者の方々をとりまく環境は厳しいと思われました。

障害年金は、障害基礎年金1級で月額約8万1千円、同2級で月額約6万4千円です。年金のみで生活するのは困難です。障害者の就労継続を支援する事業所は、法律によって二つのタイプに分けられています。

一つは、A型事業所。雇用契約を締結し、最低賃金以上の支払いが義務付けられますが、労働時間が拘束されますし、A型で登録する事業所数がB型に比

就労継続支援 A 型事業所	就労継続支援 B 型事業所
雇用契約あり	雇用契約なし
年齢制限あり	年齢制限なし
(新潟県令和3年度) 平均月収 76,636 円	(新潟県令和3年度) 平均月収 15,317 円
最低賃金保障あり	最低賃金保障なし
週5日・1日4時間 ~8時間労働	週1日から 1日1時間程度~
事業者数が少ない	事業者数はAより多い

べて圧倒的に少ないという現実があります。

もう一つは、B型事業所で、労働時間の拘束がなく、障害者には働きやすいタイプになっています。

ただし、報酬が賃金ではなく工賃としての支払いのため、最低賃金の保障がありません。平均月収は1万5千円程度、障害年金と合わせても自立した生活をするには困難です。

「親亡きあと」の問題は、古くて新しい問題だと言われています。障害者の方々が少しでも安心して暮らせる社会にするために関係者の方々と意見交換を重ねていきます。

発行：馬場ひでゆき事務所  
住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号  
電話 025-546-7110  
ダイアパレス高田式番館2階  
ファックス 025-546-7666

---

---

---